

盛岡地方振興局長告示第 89 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条第 1 の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 7 月 13 日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0370101735	有限会社くらし建築工房	盛岡市向中野字千刈田 5 番地 1	盛岡市山岸三丁目 1 番 4 号	平成 19 年 4 月 16 日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0370101735	有限会社くらし建築工房	盛岡市向中野字千刈田 5 番地 1	盛岡市山岸三丁目 1 番 4 号	平成 19 年 4 月 16 日